

長野市物品等供給契約に係る共同企業体との契約事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱（平成6年10月11日告示第207号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が発注する物品の買入れ、製造の請負その他の契約にかかる共同企業体の資格の審査及び物品の供給、共同請負の実施等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において共同企業体とは、物品の買入れ、製造の請負その他の契約を共同連帯して履行することを目的として、複数の業者が出資して設立した単一の共同事業を営む団体をいう。

2 入札に参加する共同企業体は、次に掲げるものであること。

(1) 共同企業体甲型 資金、機械などを拠出して一体となって履行する共同企業体をいう。

(2) 共同企業体乙型 各構成員の業務の分担を定めて履行する共同企業体をいう。

(共同企業体の結成)

第3 共同企業体を結成する二者のうち少なくとも一者は、その法人又は個人の本店所在地又は住所が市内でなければならない。ただし、共同企業体乙型を結成する場合であって、市長が特別に認めるものはこの限りではない。

2 市が実施する公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者に選定された者が入札参加資格審査を申請する場合は、前項ただし書きの市長が特別に認めるものとして差し支えない。

(申請書様式及び添付書類)

第4 要綱第3第1項に規定する共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を別紙様式のとおり定める。

2 第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 共同企業体協定書（写し）

(2) 共同企業体編成表

(3) 使用印鑑届（共同企業体用）

(4) 債権者登録申請書兼口座振替依頼書（共同企業体用）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の共同企業体協定書は、共同企業体甲型又は共同企業体乙型のいずれかとし、別紙記載例を標準として作成しなければならない。

(構成員の資格要件)

第5 要綱第3第3項の資格審査において、各構成員について、要綱第8に規定する要件のほか、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 対象とする入札に単体で参加していないこと。

(2) 対象とする入札に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 要綱第8に規定する競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されている者であって、その等級がA、B又はCに区分されている者であること。

(5) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及

び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

(8) 長野市暴力団排除条例（平成 26 年長野市条例第 40 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(9) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること。

（入札参加資格認定通知書様式）

第 6 要綱第 3 第 4 項に規定する共同企業体入札参加資格認定通知書（様式第 2 号）を別紙様式のとおりに定める。

（入札参加資格の喪失）

第 7 共同企業体協定書の頭書に記載した契約を締結しなかった場合は、同協定書に基づく共同企業体の入札参加資格を喪失するものとする。

2 前項の入札参加資格の喪失にあたり、市長は、共同企業体に対して文書による通知は行わない。

（入札参加資格の更新）

第 8 共同企業体が複数年にわたって契約を履行する場合に、その履行途中に入札参加資格者名簿の有効期間が終了するときは、別途、要綱第 3 の規定による入札参加資格審査を行うものとする。

2 前項の入札参加資格審査申請に係る期間は、市長が別に定める。

（申請書記載事項の変更）

第 9 共同企業体の名称、事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに共同企業体入札参加資格審査申請書変更届（様式第 3 号。以下「変更届」という。）を構成員全員の連名で市長に提出しなければならない。

2 共同企業体構成員のうち、合併、分割等により会社が設立、解散した者があった場合は、変更届を構成員全員の連名で市長に提出しなければならない。

3 前項の変更届は、変更のあった構成員が長野県入札参加資格申請受付・審査システムを利用し、変更申請、随時申請若しくは廃止申請を行った後に提出しなければならない。

4 第 2 項の構成員の変更があった場合においても、市長は、共同企業体の等級格付は変更しない。

（共同企業体運営委員会）

第 10 共同企業体は、その運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定する最高意思決定機関として共同企業体運営委員会を置かなければならない。

2 前項の共同企業体運営委員会は、国土交通省が定める共同企業体運営モデル規則（平成 4 年 3 月 27 日）を参酌して共同企業体運営委員会規則を定めなければならない。

3 共同企業体は、共同企業体運営委員会を開催したときはその協議事項及び協議内容を記録した議事録を作成しなければならない。

4 市長は、必要に応じて、共同企業体に第2項に規定する共同企業体運営委員会規則及び前項の議事録の開示を請求することができるものとする。

(履行途中における構成員の脱退)

第11 市長は、契約の履行途中における共同企業体構成員の脱退は、原則としてこれを承認しない。

2 前項の規定に反し、共同企業体から脱退する構成員があった場合は、市長は、長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準第3の規定に基づき、同基準別表第2第11号に規定する不誠実な行為に該当するものとして、当該共同企業体の構成員の全員を対象に指名停止を行うことができるものとする。

(入札書及び契約書の表示)

第12 要綱第4及び第5の規定に基づく入札書及び契約書への記名押印は、次のとおり行うものとする。

〇〇共同企業体

代表者 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

構成員 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

(代金の請求受領及び検査)

第13 要綱第6の規定に基づく代金の請求受領及び検査の申請は共同企業体の代表者が行うものとし、請求書等への記名押印は次のとおり行うものとする。

〇〇共同企業体

代表者 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。